

人権ほつと三十年七月号

ネット上の情報と差別

大阪教育大学教授

森 実

インターネットが広がりました。いまや、ネット上に存在しないものは実際の世界にも存在しないかのようです。

これは、人類の歴史で言えば、本の登場にも匹敵するような変化です。世の中に本がほとんどなかった時代、わたしたちの学習といえば誰かと一緒に働きながらそのマネをして学ぶ徒弟制が中心でした。

本が普及して、学校スタイルが広がりました。同じ教科書を全員が持つて教員に教えるというスタイルです。本を読めない人は置いてきぼりになりやすく、徒弟制学習があったかも時代遅れのように映ります。でも実際には、徒弟制は学校が普及しても大きな意味と位置をもっています。ネット時代になっても同様です。共同で働くことを通して学ぶ徒弟制、本を通して学ぶ学校、ネットを通して学ぶネット学習はそれぞれに重要

です。ところが、ネットを使えない人はダメであるかのようになされてしまいがちです。

ネットには誤った情報や差別的な情報がたくさんあります。社会的規制が弱いために、どんな情報でも流れます。本ならば、出版社などの価値判断によつて選択と規制が係ります。ネットではそんな機能がまだ十分にはないのです。

このような違いを自覚したつき合い方が社会としても個人としても求められます。ネットの中の誤った情報や差別的な情報は社会的に規制されるべきです。責任はプロバイダーに求められるべきでしょう。個人的にも、当該のサイトには実際の住所（所在地）や電話などの連絡先、発信の年月日、情報の出典や根拠の5 W 1 H などがハッキリと記載されているか、確かめることが求められます。また、誤った情報や差別的な情報を発見したら、その情報を通報できるシステムがもっとあるべきです。